

防火設備の維持管理について

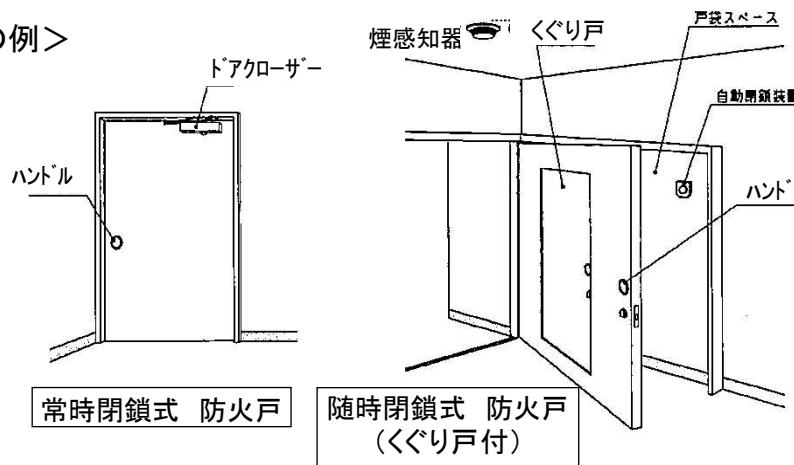
- ・防火戸、防火シャッターについて
- ・排煙設備について
- ・非常用照明について
- ・非常用進入口について
- ・避難上の通路や階段、出入口について
- ・屋外への出口等の施錠装置の構造等について
- ・敷地内通路の確保について

福岡県建築都市部建築指導課
北九州市建築都市局指導部建築指導課
福岡市住宅都市局建築指導部監察指導課
久留米市都市建設部建築指導課

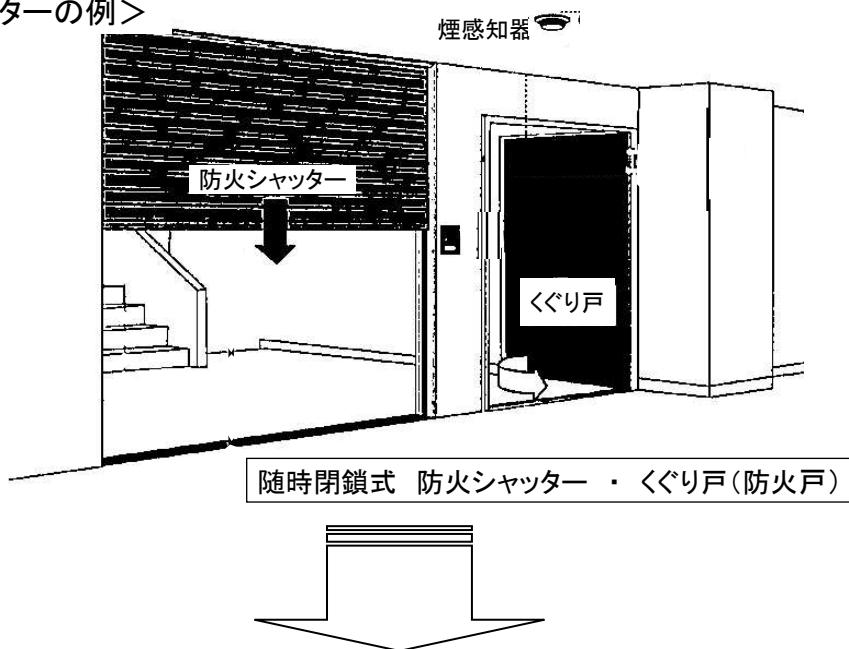
一 防火戸・防火シャッターについて

・防火戸・防火シャッターは、火災時に炎や煙の拡散を防止するために重要な防火設備です。防火戸が適切に閉まるよう、作動範囲に物品を置かないことや日常の点検などの維持管理が必要です。

＜防火戸の例＞



＜防火シャッターの例＞



○不具合事例

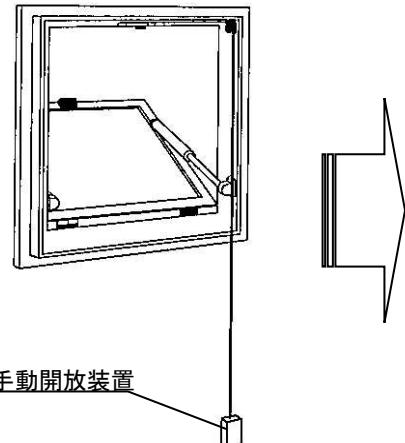


- ・ストッパー（くさび）によって、常時閉鎖式の防火戸を開放状態に固定している状態。
- ・その他、ドアノブを紐で柱などにくくりつけ固定している例もある。
- ・ドアクローザーにストッパー機能がついている ものもいけません。

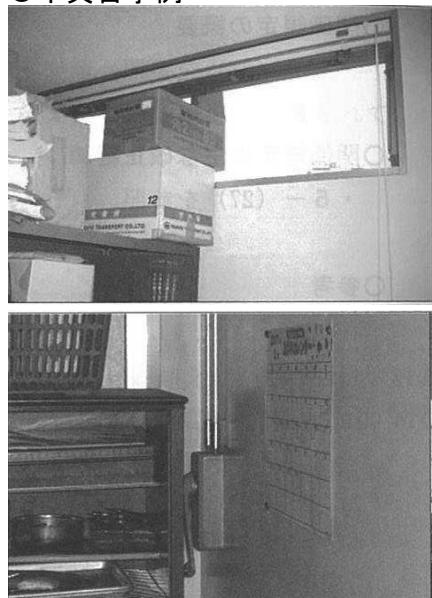
－排煙設備について－

・排煙窓などの排煙設備は、火災により発生した煙やガスが建物内に拡散・充満するのを防ぎます。煙が排出されるよう、物品等で窓をふさがないよう維持管理が必要です。

<自然排煙窓の例>



○不具合事例



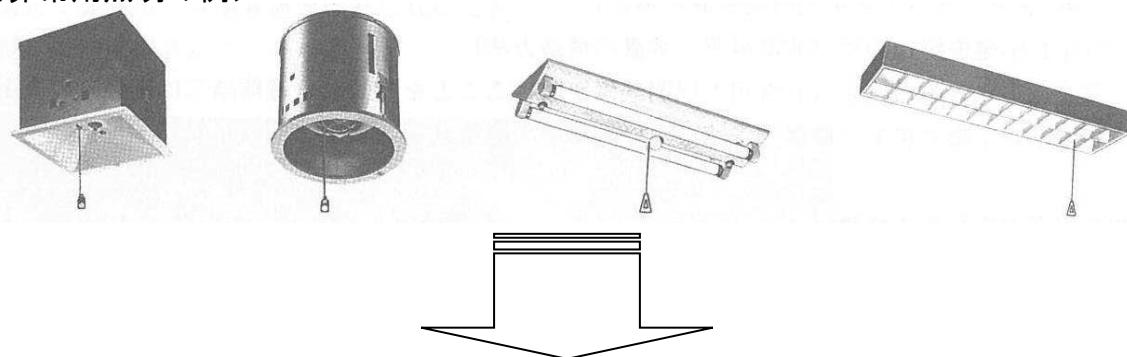
・物品によりふさがれている。

・手動解放装置が家具により隠れており、操作に支障がある。

－非常用照明について－

・火災等で停電した際、自動的に点灯して避難経路を確認するものです。火災等の非常時に点灯するよう、バッテリーや電球切れのないよう維持管理が必要です。

<非常用照明の例>



○不具合事例

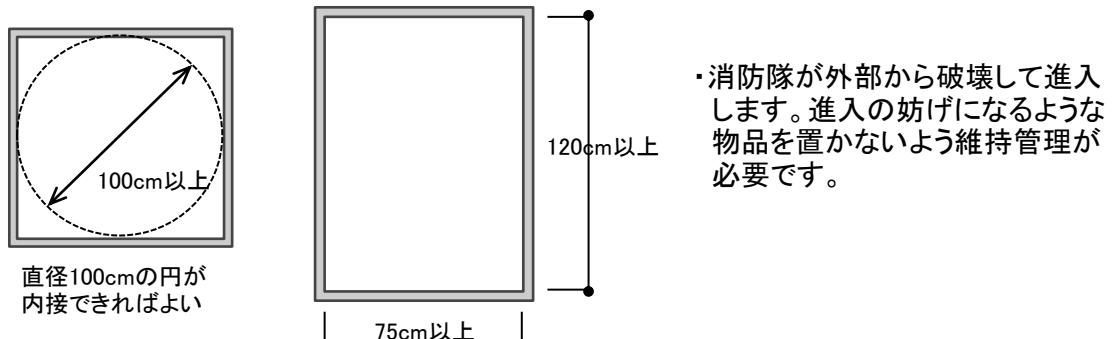


・非常用照明が棚に妨げられている。

一非常用進入口について

- ・3階以上の階には災害時の消防活動のために外部から建物に進入するための開口部が必要です。非常用進入口には「非常用の進入口」と「代替の開口部」があり、位置や形状が決められています。

「代替の開口部」の例



一避難上の通路や階段、出入口について

- ・火災等に係る避難経路となる通路や階段、出入口などでは、避難の支障とならないよう物品等を放置しないよう維持管理する必要がある。

○不具合事例

- ・段ボールが放置しており、通行や避難の支障となっている。



廊下の例



階段の例

一屋外への出口等の施錠装置の構造等について

- ・避難階段や維持管理上常時施錠状態の出口などで、火災等の場合避難に使用されるものは、次の措置が必要です。

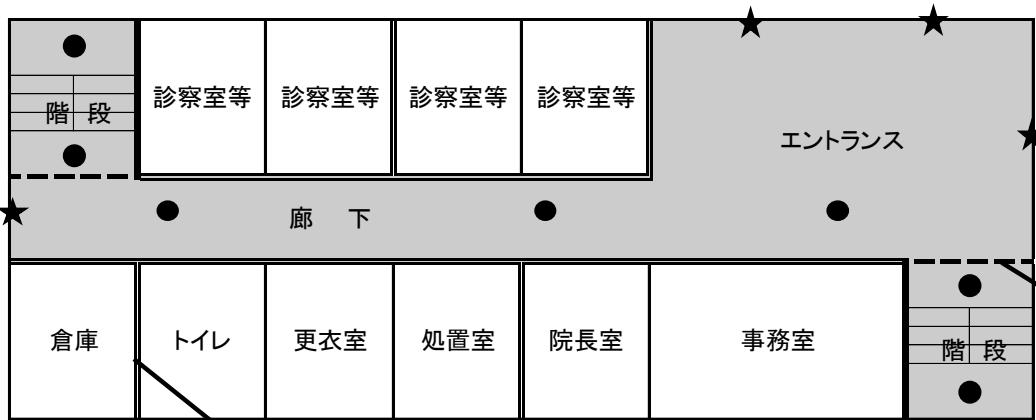


- ・屋内から鍵を用いずに開錠できること
- ・扉の近くの見やすい位置に開錠方法を表示すること
(法令で人を拘束する目的の建物の場合を除く)

一敷地内通路の確保について

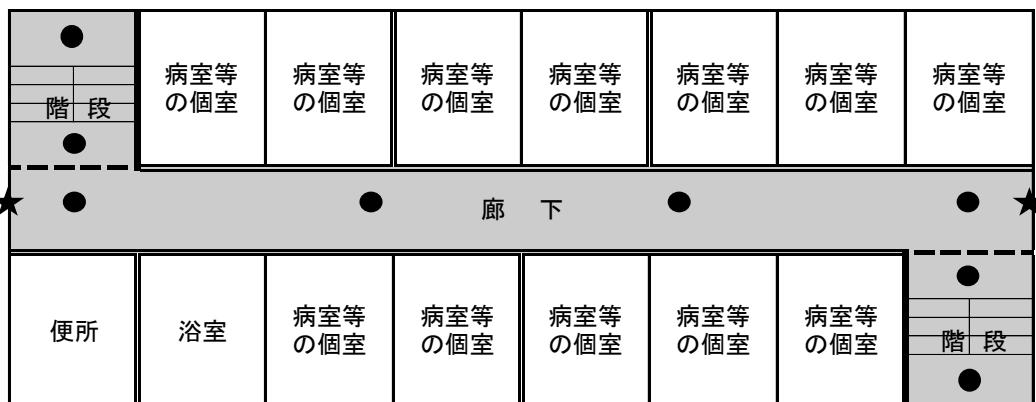
- ・避難のために使用する階段や出口から道路等敷地外に避難するための通路は、1.5m以上の幅が必要です。避難経路には物品や車両などおかないよう、維持管理が必要です。

●防火設備の配置の例



室と室の間の二重線は防火上主要な間仕切りを示しています。位置は代表的な例で防火上主要な間仕切壁は天井裏まで達する必要があります。一定単位ごとの区画及び避難経路とその他の部分との区画が必要です。

階段部分の太線(破線)は防火戸・シャッター等を示しています。
位置は代表的な例です。



非常時に避難経路となる部分
(廊下、階段、出入口等)

----- 防火戸・シャッター等

- 非常用照明を示しています。

位置及び個数は概ねのものです。

===== 防火上主要な間仕切り壁

- ★ 排煙設備を示しています。

位置及び個数は概ねのものです。

—— 防火区画壁

※非常時に避難経路となる部分についての配置の例です。

区画位置によっては配置が変わり、用途、規模によっては居室内にも設備が必要となる場合もあります。